第 569 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 4月25日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤預金の評価

Ｑ：相続により定期預金と普通預金を取得しました。定期預金と普通預金では評価方法が異なるのでしょうか。

Ａ：普通預金の評価は、相続日の預入れ額そのままですが、定期預金の場合は、相続開始時の残高に、預入日から相続日までの「既経過利子」（それまでについた利子）から既経過利子に対する源泉徴収税額を控除した金額を加算した金額となります。

既経過利子の計算は、定期預金の約定利率ではなく、期日前に解約した場合の利率で計算します。定期性の預金は、満期日前に解約すると約定利率より低い利率で利子が計算されますから、評価上は、相続日に中途解約したと仮定した場合の利子によるわけです。

なお、定期預金を中途で解約すると、解約日の前日までしか利子がつきませんので、既経過利子の計算期間は、その定期預金の預入日から相続日の前日までの日数によります。

既経過利子から控除する源泉徴収税額は、その預金を相続した相続人が選択した課税方法により計算します。つまり、相続の際、老人（年齢６５歳以上である者）や障害者が、新たに非課税貯蓄申告書を提出して、マル優を選択すると、控除される源泉徴収税額は、ゼロとなります。